

第453回島根県議会
(平成28年2月定例会)

提出議案等一覧

島 根 県

第 4 5 3 回 島 根 県 議 会 提 出 議 案 等 一 覧

H 2 8 . 2 . 1 8 提 案 分

区 分		議 案 名
	議案No	
議 案 (62件)	予 算 案 (19件)	1 平成 2 7 年度 島 根 県 一 般 会 計 補 正 予 算 (第 5 号)
		2 平成 2 8 年度 島 根 県 一 般 会 計 予 算
		3 ～ 1 4 平成 2 8 年度 公 債 管 理 特 別 会 計 予 算 外 1 1 特 別 会 計 予 算
		1 5 ～ 1 9 平成 2 8 年度 島 根 県 病 院 事 業 会 計 予 算 外 4 事 業 会 計 予 算
条 例 案 (34件)		2 0 行政 手 続 に お け る 特 定 の 個 人 を 識 別 す る た め の 番 号 の 利 用 等 に 関 す る 法 律 に 基 づ く 個 人 番 号 の 利 用 に 関 す る 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例 個人 番 号 の 利 用 範 囲 に つ い て の 所 要 の 改 正 ① 県 の 独 自 利 用 事 務 を 定 め る こ と ② 同 一 執 行 機 関 (知 事 部 局 、 教 育 委 員 会) 内 で あ れ ば 、 必 要 な 限 度 で 特 定 個 人 情 報 を 利 用 す る こ と が で き る こ と ③ 独 自 利 用 事 務 に 関 し て 、 県 民 が 書 面 提 出 を 省 略 で き る よ う に す る こ と 施行 日 : 政 令 で 定 め る 日
		2 1 地 方 公 務 員 法 及 び 地 方 独 立 行 政 法 人 法 の 一 部 を 改 正 す る 法 律 の 施 行 に 伴 う 関 係 条 例 の 整 備 に 関 す る 条 例 地 方 公 務 員 法 及 び 地 方 独 立 行 政 法 人 法 の 一 部 を 改 正 す る 法 律 の 施 行 に 伴 う 関 係 条 例 の 規 定 の 整 備 施行 日 : 平 成 2 8 年 4 月 1 日

区 分		議案No	議 案 名									
条例案 つづき	2 2	島根県吏員恩給条例の一部を改正する条例 刑の一部の執行猶予制度の新設に伴う恩給法の改正に準じ、支給停止に関する規定について、所要の改正 施行日：改正刑法の施行日又は条例の公布日のいずれか遅い日										
	2 3	職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 人事委員会勧告を受けて、職員に対して支給する初任給調整手当の支給月額の限度額を改正 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">支給対象者</th> <th style="text-align: center;">改正前</th> <th style="text-align: center;">改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>医師又は歯科医師で医療職給料表(1)の適用を受けるもの</td> <td style="text-align: center;">412,200円</td> <td style="text-align: center;">413,300円</td> </tr> <tr> <td>医師又は歯科医師で医療職給料表(1)の適用を受けないもの</td> <td style="text-align: center;">50,300円</td> <td style="text-align: center;">50,500円</td> </tr> </tbody> </table> 施行日：公布の日 (平成27年4月1日から適用)		支給対象者	改正前	改正後	医師又は歯科医師で医療職給料表(1)の適用を受けるもの	412,200円	413,300円	医師又は歯科医師で医療職給料表(1)の適用を受けないもの	50,300円	50,500円
	支給対象者	改正前	改正後									
	医師又は歯科医師で医療職給料表(1)の適用を受けるもの	412,200円	413,300円									
	医師又は歯科医師で医療職給料表(1)の適用を受けないもの	50,300円	50,500円									
2 4	知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例 財政健全化へ向けた取組として、知事等の給与の減額を1年間継続して実施することについての所要の改正 ・減額率 知事20% 副知事15% 常勤の監査委員、病院事業管理者、教育長13% ・減額期間 平成29年3月31日まで1年間継続 施行日：公布の日											
2 5	職員の管理職手当の特例に関する条例の一部を改正する条例 財政健全化へ向けた取組として、職員の管理職手当の減額を1年間継続して実施することについての所要の改正 ・減額率 部次長級12.5% 課長級10% ・減額期間 平成29年3月31日まで1年間継続 施行日：公布の日											
2 6	公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例 職員を派遣することができる公益的法人等に一般財団法人地域活性化センター及び一般社団法人しまね縁結びサポートセンターを追加 施行日：平成28年4月1日											

区 分		議案No	議 案 名										
条例案 つづき	27	職員の退職管理に関する条例 地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴い、職員の退職管理に関し必要な事項を規定 ①再就職者による依頼等の規制 ②再就職情報の届出 施行日：平成28年4月1日											
	28	行政不服審査法及び行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例 行政不服審査法及び行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係条例の所要の改正 ①審理員による審理手続の適用除外（島根県情報公開条例、島根県個人情報保護条例、島根県公文書等の管理に関する条例） ②規定の整理 施行日：平成28年4月1日											
	29	行政不服審査法施行条例 行政不服審査法の施行に伴い、島根県行政不服審査会の組織及び運営に関し必要な事項並びに審理員等に提出された書面等の写しの交付に係る手数料の額を規定 施行日：平成28年4月1日											
	30	島根県手数料条例の一部を改正する条例 関係法律の改正等に伴い、県が徴収する手数料について所要の改正 <table border="1" data-bbox="454 1288 1471 1668"> <thead> <tr> <th>対象</th> <th>改正内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①歯科技工士法関係手数料</td> <td>関係省令の改正に伴う歯科技工士国家試験合格証明書の交付に係る手数料の廃止</td> </tr> <tr> <td>②農産物検査法関係手数料</td> <td>第4次一括法の施行に伴う事務の移譲による登録検査機関の登録等に係る手数料の新設</td> </tr> <tr> <td>③職業能力開発促進法関係手数料</td> <td>関係政令の施行に伴う規定の整理</td> </tr> <tr> <td>④長期優良住宅の普及の促進に関する法律関係手数料</td> <td>既存住宅に係る長期優良住宅建築等計画の認定等に係る手数料の新設</td> </tr> <tr> <td>⑤建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係手数料</td> <td>建築物エネルギー消費性能向上計画の認定等に係る手数料の新設</td> </tr> </tbody> </table> 施行日：①公布の日 ②～⑤平成28年4月1日	対象	改正内容	①歯科技工士法関係手数料	関係省令の改正に伴う歯科技工士国家試験合格証明書の交付に係る手数料の廃止	②農産物検査法関係手数料	第4次一括法の施行に伴う事務の移譲による登録検査機関の登録等に係る手数料の新設	③職業能力開発促進法関係手数料	関係政令の施行に伴う規定の整理	④長期優良住宅の普及の促進に関する法律関係手数料	既存住宅に係る長期優良住宅建築等計画の認定等に係る手数料の新設	⑤建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係手数料
対象	改正内容												
①歯科技工士法関係手数料	関係省令の改正に伴う歯科技工士国家試験合格証明書の交付に係る手数料の廃止												
②農産物検査法関係手数料	第4次一括法の施行に伴う事務の移譲による登録検査機関の登録等に係る手数料の新設												
③職業能力開発促進法関係手数料	関係政令の施行に伴う規定の整理												
④長期優良住宅の普及の促進に関する法律関係手数料	既存住宅に係る長期優良住宅建築等計画の認定等に係る手数料の新設												
⑤建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係手数料	建築物エネルギー消費性能向上計画の認定等に係る手数料の新設												

区 分		議案No	議 案 名					
条例案 つづき	3 1	住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部改正等に伴う、都道府県知事が保存する本人確認情報を利用することができる事務についての所要の改正 ①本人確認情報利用事務の追加 ②本人確認情報利用事務の削除 施行日：①政令で定める日 ②公布の日						
	3 2	島根県地方警察職員定員条例の一部を改正する条例 行政需要の変動に伴い、職員定員を改正 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>改正前</th> <th>改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>警察官</td> <td>1,501人</td> <td>1,507人</td> </tr> </tbody> </table> 施行日：平成28年4月1日	区分	改正前	改正後	警察官	1,501人	1,507人
	区分	改正前	改正後					
	警察官	1,501人	1,507人					
	3 3	貸付金の返還債務の免除に関する条例の一部を改正する条例 看護学生修学資金の返還債務の免除に関する事項についての所要の改正 施行日：平成28年4月1日						
	3 4	島根県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例 前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令の規定により国が標準として定める財政安定化基金拠出率の変更を踏まえ所要の改正 ・後期高齢者医療広域連合から徴収する拠出金の額を算出するための割合の改正 10万分の44 → 10万分の41 施行日：平成28年4月1日						
3 5	島根県国民健康保険財政安定化基金条例 国民健康保険の財政の安定化に資する事業に必要な費用に充てるため、基金を設置 施行日：公布の日							
3 6	島根県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係条例の所要の改正 ①介護保険法の改正に伴い、県所管から市町村の地域密着型サービスに移管される「療養通所介護」、「利用定員が18人以下の小規模な通所介護」について、関係する条例から規定を削除 ②介護保険法の改正に伴う規定の整理 施行日：平成28年4月1日							

区 分		議案No	議 案 名
条例案 つづき	37	<p>島根県介護保険施設等開設支援臨時特例基金条例を廃止する条例 国の交付金による事業が終了し、基金の設置を要しなくなったことに伴う条例の廃止</p> <p style="text-align: right;">施行日：公布の日</p>	
	38	<p>島根県青少年の健全な育成に関する条例の一部を改正する条例 青少年の健全な育成を図るための所要の改正</p> <p>①保護者、地域住民及び青少年の各役割等の明確化 ②インターネット利用環境の整備 ③有害図書類等の内容見直し ④着用済み下着の買受け等の禁止等 ⑤深夜外出に関する規定の追加 ⑥深夜営業を行う施設への立入り制限に対する罰則の新設 ⑦その他規定の整備</p> <p style="text-align: right;">施行日：平成28年7月1日 ただし、①及び⑦については、公布の日</p>	
	39	<p>島根県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例及び島根県児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例 国が定める基準省令の改正に伴い、以下について改正</p> <p>①島根県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活介護及び自立訓練に係る基準該当障害福祉サービスに関する基準に、地域密着型通所介護に関する要件を追加 ・自立訓練に係る基準該当障害福祉サービスに関する基準に、指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例に係る要件を追加 ・その他規定の整理 <p>②島根県児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童発達支援及び放課後等デイサービスに係る基準該当通所支援に関する基準に、地域密着型通所介護に関する要件を追加 ・児童発達支援及び放課後等デイサービスに係る基準該当通所支援に関する基準に、指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例に係る要件を追加 <p style="text-align: right;">施行日：平成28年4月1日</p>	

区 分		議案No	議 案 名																									
条例案 つづき	4 0	興行場法施行条例の一部を改正する条例 興行場法第2条、第3条関係基準条例準則の改正を踏まえ、興行場の構造設備及び衛生措置の基準についての所要の改正 ①建物内に喫煙室を設置する場合の要件を追加 ②喫煙に係る要件を追加 施行日：平成28年4月1日																										
	4 1	島根県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例 県立中央病院における病床数の見直し及び診療科目の追加に伴う所要の改正 ①病床数 633床 → 588床 ②追加する診療科 病理診断科 施行日：公布の日																										
	4 2	学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例 学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の規定の整備 施行日：平成28年4月1日																										
	4 3	県立学校の職員定数条例及び市町村立学校の教職員定数条例の一部を改正する条例 児童数及び生徒数の変動等に伴い、職員定数を改正 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th colspan="2">区 分</th> <th>改正前</th> <th>改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">高等学校</td> <td>教育職員</td> <td>1,611人</td> <td>1,584人</td> </tr> <tr> <td>事務職員等</td> <td>189人</td> <td>187人</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">特別支援学校</td> <td>教育職員</td> <td>968人</td> <td>962人</td> </tr> <tr> <td>事務職員等</td> <td>80人</td> <td>80人</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">小中学校</td> <td>教育職員</td> <td>5,062人</td> <td>5,071人</td> </tr> <tr> <td>事務職員等</td> <td>351人</td> <td>350人</td> </tr> </tbody> </table> 施行日：平成28年4月1日		区 分		改正前	改正後	高等学校	教育職員	1,611人	1,584人	事務職員等	189人	187人	特別支援学校	教育職員	968人	962人	事務職員等	80人	80人	小中学校	教育職員	5,062人	5,071人	事務職員等	351人	350人
	区 分		改正前	改正後																								
高等学校	教育職員	1,611人	1,584人																									
	事務職員等	189人	187人																									
特別支援学校	教育職員	968人	962人																									
	事務職員等	80人	80人																									
小中学校	教育職員	5,062人	5,071人																									
	事務職員等	351人	350人																									
4 4	島根県立青少年社会教育施設条例の一部を改正する条例 島根県立青少年の家及び島根県立少年自然の家について、宿泊使用以外の場合に体育館の2分の1を使用するときの使用料を新設 施行日：平成28年4月1日																											

区 分		議案No	議 案 名									
条例案 つづき	4 5	知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、所要の改正 ①農地法に基づく事務のうち、2haを超え4haを超えない農地転用許可事務について、飯南町外7町村へ権限を移譲 ②農地法に基づく事務のうち、違反転用に対する措置の要請の受理等の事務について、松江市外11市町村へ権限を移譲 ③農業協同組合法に基づく事務のうち、農事組合法人の継続の届出受理等の事務について、出雲市及び飯南町へ権限を移譲 ④その他規定の整理 施行日：平成28年4月1日										
	4 6	島根県家畜保健衛生所条例の一部を改正する条例 江津家畜保健衛生所の移転に伴う名称及び位置の改正 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th style="text-align: center;">改正前</th> <th style="text-align: center;">改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>名称</td> <td>江津家畜保健衛生所</td> <td>川本家畜保健衛生所</td> </tr> <tr> <td>位置</td> <td>江津市</td> <td>邑智郡川本町</td> </tr> </tbody> </table> 施行日：平成28年7月4日			改正前	改正後	名称	江津家畜保健衛生所	川本家畜保健衛生所	位置	江津市	邑智郡川本町
		改正前	改正後									
	名称	江津家畜保健衛生所	川本家畜保健衛生所									
	位置	江津市	邑智郡川本町									
4 7	島根県畜産技術センター分析等手数料条例の一部を改正する条例 牛の遺伝子型の検査に係る手数料の新設 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>遺伝性疾患の保因判定</td> <td>1件につき 2,110円</td> </tr> </tbody> </table> 施行日：平成28年4月1日		区分	金額	遺伝性疾患の保因判定	1件につき 2,110円						
区分	金額											
遺伝性疾患の保因判定	1件につき 2,110円											
4 8	島根県産業技術センター条例等の一部を改正する条例 産業技術センター、農業技術センター及び畜産技術センターにおいて徴収する使用料及び手数料の額についての所要の改正 ・納付すべき者の住所が、鳥取県、岡山県、広島県又は山口県にある場合は、2倍の格差の適用を除外し、県内に住所又は事務所若しくは事業所を有する者と同額にすること。 施行日：平成28年4月1日											
4 9	島根県発電用施設周辺地域企業立地等促進資金貸付基金条例を廃止する条例 国の交付金による事業を変更することに伴い、造成金を全額繰り出し、他の既存基金に積み立てることから、基金を廃止 施行日：平成28年5月7日											

区 分		議案No	議 案 名
条例案 つづき	5 0	島根県消費者センター条例の一部を改正する条例 不当景品類及び不当表示防止法等の一部を改正する等の法律の施行に伴い、消費生活センターの組織運営等に関する事項について条例で定めることとされたため、所要の改正 施行日：平成28年4月1日	
	5 1	島根県港湾施設条例の一部を改正する条例 浜田港に計量器を新設することに伴う使用料の新設 ・使用料の額 計量1回につき322円（税込み347円） 施行日：規則で定める日	
	5 2	島根県建築審査会条例の一部を改正する条例 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う所要の改正 ・委員の任期は2年とし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とすること。 施行日：平成28年4月1日	
	5 3	島根県営住宅条例の一部を改正する条例 県営住宅を西ノ島町へ譲渡するための所要の改正 施行日：平成28年4月1日	
一 般 事件案 (8件)	5 4	公立大学法人島根県立大学定款の一部の変更について 理事及び経営委員の定数変更	
	5 5	包括外部監査契約の締結について 平成28年度における包括外部監査に係る外部監査人との契約 ・契約金額：16,360,000円を上限 ・契約の相手方： <small>ただあきひろ</small> 峠田晃宏（弁護士）	
	5 6	直轄特定漁港漁場整備事業に対する県の負担について 国が行う日本海西部地区直轄特定漁港漁場整備事業及び隠岐海峡地区直轄特定漁港漁場整備事業に係る県負担限度額を設定 根拠法：漁港漁場整備法第20条第3項	

区 分		議案No	議 案 名
		5 7	国営土地改良事業に対する市の負担について 土地改良法の規定に基づく国営事業に係る市負担率の決定
		5 8	契約の締結について 一般国道432号菅原広瀬バイパス（2工区） 総合交付金（改良）（仮称）広瀬トンネル工事 契約の方法：一般競争入札 契約金額：1,023,840,000円 工期：契約が成立した日の翌日から起算して540日目にあたる日まで 契約の相手方：中筋組・豊洋特別共同企業体 施工場所：安来市広瀬町広瀬地内
		5 9	契約の締結について 一般県道国賀海岸線 浦郷3工区 防災安全交付 金（改良）工事（仮称）新国賀トンネル 契約の方法：一般競争入札 契約金額：642,600,000円 工期：契約が成立した日の翌日から起算して342日目にあたる日まで 契約の相手方：金田建設・徳畑建設特別共同企業体 施工場所：隠岐郡西ノ島町大字浦郷地内
		6 0	契約の締結について 二級河川十間川水系九景川 安全な暮らしを守る 県単河川緊急整備事業に伴う山陰本線出雲神西・ 江南間新川橋りょう改築工事 契約の方法：随意契約 契約金額：863,834,000円 工期：契約が成立した日の翌日から平成31年3月31日まで 契約の相手方：西日本旅客鉄道株式会社 施工場所：出雲市東神西町地内
		6 1	変更契約の締結について 浜田川総合開発事業第二浜田ダム本体建設工事 変更契約金額：13,784,540,520円（780,457,680円増額） 契約の相手方：鹿島建設・五洋建設・今井産業特別共同企業体 施工場所：浜田市河内町、三階町地内
報告 承認案 (1件)	承認1		専決処分事件の報告及び承認について（訴えの提起） 事件名：糸谷川砂防えん堤しゅんせつ工事に係る損害賠償等請求事件 相手方：邑智ビッグファーム 訴えの提起先：広島高等裁判所松江支部 専決日：平成27年12月25日

区 分	議案No	議 案 名
報 告 (2件)	報告 1	専決処分事件の報告について（変更契約の締結） 4 件 <ul style="list-style-type: none"> ・ 浜田警察署・西部分庁舎（仮称）新築（庁舎建築）工事 1,643,999,760円（24,994,440円増額） ・ 出雲工業高等学校（機械・電気科実習棟）整備（建築）工事 755,490,240円（15,706,440円増額） ・ 島根県民会館耐震改修・バリアフリー化（建築）工事 530,595,360円（24,615,360円増額） ・ 主要地方道益田澄川線笹倉工区防災安全交付金（改築）（仮称）笹波トンネル工事 1,796,753,880円（9,815,040円増額）
	報告 2	専決処分事件の報告について（損害賠償） 6 件 <ul style="list-style-type: none"> ・ 交通事故 3 件 賠償額合計 808,327円 ・ 落石事故等 3 件 賠償額合計 64,926円